

すべての児童が主体的に学び、安心して、 自主的・自律的な学校生活を送るためのきまり（生徒指導規程）

福山市立遺芳丘小学校

第1章 総則

目的

第1条 この生徒指導規程は、児童が主体的に学び、安心して自主的・自律的に学校生活を送る中で「感謝・思いやりの心を持ち、仲間と共に、学び続ける子ども」を育成するための規定です。

・その他

※ポロシャツは、ズボンやスカートの中に入れる。スカートの下は、スパッツ、タイツレギンス（グレー、紺、黒の無地）を体調に合わせてはいてもよいです。

※標準服の内側に着るベスト、セーターは、グレー、紺、黒、白などで、華美でないものとします。

第2章 学校生活に関すること

（登下校）

第1条 登下校の時間を守ろう。

- 1 登校時には、通学班で並んで、午前7時50分から8時05分までには、登校します。
- 2 下校時には、学年毎の下校を中心とします。

第2条 登下校は、決められた通学路を通りましょう。

- 1 決まった通学路を通り、地域の人などに、自分から進んで挨拶します。
- 2 防犯ブザー(防犯笛)は、ランドセルにつけましょう。
- 3 安全を考え、坂道や通学路では、走りません。

（服装）

第3条 学校の中、特別な学校行事や社会見学など学校外での学習活動の時は、標準服を着ます。

- 1 標準服とは
 - ・夏服 ポロシャツ【白】半ズボン・折スカート【紺】長ズボン【紺・黒】
 - ・冬服 男女兼用ブレザー（イートンW型【紺】）その下は、夏服と同じです。
 - ・期間 夏服 6月1日～9月30日（10月は移行期間）
冬服 11月1日～4月30日（4月と5月は移行期間）
※移行期間は、体調や気温などを考慮し、保護者の方々の判断で着用するようにします。
 - ・通学帽 赤白帽子です。
 - ・靴、靴下 運動に適した靴です。靴下は、華美でない物にします。自分にあった靴や靴下を選ぶ。

2 体操服

- ・季節、体調により、半袖・長袖、ハーフパンツ・ジャージを着てもよいです。
- ※体操服の下には、アンダーシャツ、スパッツ等は、体操服からはみ出さないようにします。

3 防寒着

- ・マフラー・手袋・ネックウォーマー・ジャンパー等については、天候や児童の体調などを考えて、必要な場合に着用してよいです。ただし、校舎内に入ってから、着用しません。手袋のみ、休憩時間に着用してもよいです。

4 頭髪

- ・節度ある髪型にします。前髪は、目にかからないよう工夫します。肩より長い髪は黒・紺・茶色のゴムで束ねます。

（学校生活）

第4条 学校は、すべての児童が、安全で安心して主体的に学ぶ場所です。

1 時間を守ろう。

- ・次の学習の準備をして休憩し、チャイムで着席、同時に黙想して学習が始まります。

2 授業中

- ・机の上には、学習に必要なものを考えて出しましょう。

3 ベランダには出ません。

4 他の学級には勝手に入りません。

5 階段前や渡り廊下では、遊びません。

6 特別教室は、ルールを守って使いましょう。

7 持ち物には、はっきりと名前を書きましょう。

- 8 学習や学校生活に必要な物だけを持ってくるようにしましょう。

※筆箱の中に用意するもの

鉛筆 5～6 本（4,5,6 年は、シンプルなシャープペン可）・赤鉛筆 1 本（4,5,6 年は、ボールペン可）・消しゴム 1 個・名前ペン 1 本、さし（メモりのよく見えるもの）学年によっては、分度器、三角定規、コンパスが必要です。

- 9 携帯電話を持ってきません。（特別な事情がある場合は、学校に相談して下さい。）

第5章 その他

第1条 学校のをこわした場合、保護者負担で、修理・修繕してもらうこともあります。

第2条 授業妨害、エスケープ、暴力行為、火遊び万引き、家出、金品強要などの問題行動を起こした場合、事実を確認した上で、学校、保護者と今後の指導方針などの話し合いを行います。

第3条 情報化社会で起こる様々な問題行動（メール、SNS などによる誹謗中傷行為）を起こした場合、事実を確認した上で、学校、保護者と今後の指導方針などの話し合いを行います。

(給食)

第5条 給食について

- 1 ナフキンをしいて食べます。（ナフキンは、各自で用意しましょう。）
- 2 給食当番は、手をきれいに洗って、マスク（個人で用意）・エプロン・帽子をつけ準備しましょう。
- 3 当番が終わったら、エプロン・帽子を家に持ち帰り、きれいに洗って持ってきましょう。

第3章 校外での生活に関すること

(学校から帰ったら)

第1条 外出した時は、4月～9月は午後6時

10月～3月は午後5時に帰宅しましょう。

第2条 家の人許可を得てから、外出しましょう。

(遊び・安全)

第3条 遊び方や交通安全について、休業中のきまり（別途配布）を守りましょう。

第4章 休業中の生活に関すること

第1条 休業中のきまり（別途配布）に従って、保護者と相談して、快適な休業日が送れるように考えて生活しよう。

- 1 夏休み、冬休み、春休みのきまりを出します。